【市町村民税所得割合算額の確認方法】※海南市で住民税が課税されている場合の通知書です。市町村により通知書の様式は異なる場合があります。

●お子さまの父母の市民税所得割額（⑥）を合算してください。

（ひとり親世帯の場合は、いずれか一方、父母以外が保護者の場合は、その保護者の所得割額で判断します。）

住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除などの税額控除（市町村分）は適用されませんので、控除額がある場合は⑥の所得割額に加算してください。

【適用されない税額控除】
住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割額・株式譲渡所得割額控除

《注意》

- **この通知書で確認できるのは、給与等からの特別徴収（給与等からの天引き）分のみです。**
- **修正申告等により所得が増減した場合、所得割額が変更されることがあります。**